

高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 第11次改訂版 (平成25年1月10日発行)

追補

次のように改正されましたので該当箇所についてご訂正下さい。  
(改正箇所は傍線等で示しました。)

○高圧ガス保安法……(1)

改正 平成二十五年六月十四日 法律第四十四号\*

法律第四十四号は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

○総合資源エネルギー調査会令……(2)

改正 平成二十三年十二月二十六日 政令第四百十四号\*

政令第四百十四号は「鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

改正 平成二十四年九月十四日 政令第二百三十五号\*

政令第二百三十五号は「原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

改正 平成二十五年六月二十八日 政令第九十九号

○液化石油ガス保安規則……(4)

改正 平成二十五年三月二十九日 省令第十一号\*

省令第十一号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

○容器保安規則……(5)

改正 平成二十五年五月十三日 省令第二十三号

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……(6)

改正 平成二十四年十一月二十六日 告示第二百五十八号

○保安検査の方法を定める告示……(8)

改正 平成二十五年七月三十日 告示第七十九号

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示……(9)

改正 平成二十五年五月十三日 告示第三百三十三号



# 高圧ガス保安法

(二四頁 改正)

## 第三十一条の二 (略)

2 (略)

3 削除

3| 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。)は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。

(一一〇頁 平成二三年六月二四日法律第七四号の附則の次に追加)

附則 (平成二五年六月一四日 法律第四四号)抄

\*法律第四四号は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)  
(以下省略)

# 総合資源エネルギー調査会令

(一六二頁 改正)

(分科会)

## 第六条 (略)

名称	所 掌 事 務
基本政策分科会	<p>一 エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 鉱物資源及びエネルギーに関する基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第八条第二項及び第十二条第二項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
省エネルギー・新エネルギー分科会	<p>一 省エネルギー及び新エネルギーに関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
資源・燃料分科会	<p>一 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 石油の割当て又は配給その他石油需給適正化法(昭和四十八年法律第二百二十二号)の運用に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第五十三条の二第四項及び第百十二条第一項、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第四条第一項及び第三項並びに揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十八条第三項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

電力・ガス事業分科会	<p>一 電気事業、ガス事業及び熱供給事業に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 エネルギーに関する原子力政策に関する重要事項を調査審議すること。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------

2/6 (略)

(一六三頁 平成一五年九月二五日政令第四四三号の附則の次に追加)

附則 (平成三三年二月二六日 政令第四一四号) 抄

\*政令第四一四号は「鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

(施行期日)

第一条 この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)から施行する。

(以下省略)

附則 (平成二四年九月一四日 政令第二三五号) 抄

\*政令第二三五号は「原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

(施行期日)

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

第二条 (略)

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

---

お従前の例による。

**附 則**〔平成二五年六月一八日政令第一九九号〕

この政令は、平成二五年七月一日から施行する。

## 液化石油ガス保安規則

(二六七頁 改正)

(用語の定義)

### 第二条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五十一条の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項(第四号を除く)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る)を行う施設、同条第十二項の障害

者支援施設、同条第二十六項の地域活動支援センター若しくは同条第二十七項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

(二三六頁 平成二十四年三月三十日省令第二十五号の附則の次に追加)

附則 (平成二五年三月二十九日 省令第一一号)

\*省令第二号は「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令」

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

## 容器保安規則

(二八五頁 改正)

(用語の定義)

### 第二条 (略)

一〇十三 (略)

十三の二 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器 圧縮水素自

動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる家用乗用自動車に装置されるもの

十四〇三十四 (略)

(二九一頁 改正)

(刻印等の方式)

### 第八条 (略)

一〇四の二 (略)

四の二の二 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、前号の規定にかかわらず、第三号に掲げる事項に続けて、前号に

掲げる容器の区分、低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器である旨の表示(記号「L C」)及び当該容器が荷室用容器である場合に

あつてはその旨の表示(記号「R」)

四の三〇十五 (略)

2 (略)

3 (略)

一〇三 (略)

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びハに掲げる事項(最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項)をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イ (略)

ロ 第一項第二号から第四号の三まで、第五号及び第六号に掲げる事項。ただし、同項第四号の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器である場合にあつてはV 4、同項第四号の二の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器である場合にあつてはV H 4、同項第四号の三の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮水素運送自動車用容器である場合にあつてはT H 4と表示するものとする。

ハ〜ホ (略)

五〇七 (略)

4 (略)

(三二八頁 平成二四年三月二八日省令第一八号の附則の次に追加)

附則 (平成二五年五月一三日省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

製造施設の位置、構造及び設備並  
びに製造の方法等に関する技術基  
準の細目を定める告示

(三九九頁 改正)

(保安電力を保有する等の措置を講じなければならない製造施設等)

第九條 液化石油ガス保安規則第六條第一項第三十二号、(第七條第一項、  
第八條第一項第一号、第十二條第一号及び第十三條第一項第一号で準用  
する場合を含む。)、一般高圧ガス保安規則第六條第一項第二十七号(第  
六條の二第一項第一号及び第二項第一号、第七條第一項第一号及び第二  
項第一号、第七條の二第一項第一号、第七條の三第一項第一号及び第二  
項第一号並びに第十一條第一号で準用する場合を含む。)、及び第五十五  
條第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則第五條第一項第五十号  
(第五條の二第一項第一号及び第二項第一号、第六條第一項第一号、第七  
條第一項第一号及び第二項第一号、第七條の二第一項第一号並びに第七  
條の三第一項第一号及び第二項第一号で準用する場合を含む。)、の経済  
産業大臣が定める製造施設の保安の確保に必要な設備は、次の各号に掲  
げるもの(第一号から第十号までにあつては、当該各号に掲げる規定に  
より設けられたものをいう。)とする。

一・二 (略)

三 耐熱又は冷却上有効な措置、容器が破裂することを防止するための  
措置及び温度の上昇を防止するための措置に係る設備 液化石油ガス  
保安規則第六條第一項第二十八号、一般高圧ガス保安規則第六條第一  
項第二十八号若しくは第三十二号、第七條の三第二項第十五号又はコ

ンビナート等保安規則第五條第一項第三十一号、第三十二号、第五十  
八号若しくは第七條の三第二項第十五号

四〇七 (略)

八 過充填防止装置 一般高圧ガス保安規則第七條第一項第五号、第七  
條の三第一項第十一号若しくは同條第二項第二十八号又はコンビナ  
ート等保安規則第七條第一項第五号、第七條の三第一項第十一号若しく  
は同條第二項第二十八号

九 緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置に係る設備 一般高  
圧ガス保安規則第七條の三第一項第三号若しくは同條第二項第五号又  
はコンビナート等保安規則第七條の三第一項第三号若しくは同條第二  
項第五号

十 圧力リリーフ弁 一般高圧ガス保安規則第七條の三第二項第十号若  
しくは第三十三号又はコンビナート等保安規則第七條の三第二項第  
十号若しくは第三十三号ハ

十一 ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転  
を停止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七條の三第二項第十  
六号又はコンビナート等保安規則第七條の三第二項第十六号

十二 施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報  
し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置 一般高圧ガ  
ス保安規則第七條の三第二項第十七号又はコンビナート等保安規則第  
七條の三第二項第十七号

十三 デイスベンサーの周囲の火災を検知し、警報し、かつ、製造設備  
の運転を自動的に停止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七條  
の三第二項第十八号又はコンビナート等保安規則第七條の三第二項第  
十八号

十四 蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の



運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第十九号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第十九号

十五 蓄圧器の輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第二十号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第二十号

十六 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置に係る設備 一般高圧ガス保安規則第七条の三第二項第三十五号又はコンビナート等保安規則第七条の三第二項第三十五号

十七〜二十 (略)

2 (略)

(四一五頁 平成二三年八月二六日告示第一八五号の改正文の次に追加)

改正文 (平成二四年一月二六日告示第二五八号) 抄

この告示は、公布の日から施行する。

## 保安検査の方法を定める告示

(四一七頁 改正)

保安検査の方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

製造施設	保安検査の方法
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
三 (略)	三 (略)
四 コンピナート等保安規則の適用を受ける製造施設 (次号から第八号までに掲げる製造施設を除く。)	四 高圧ガス保安協会規格KHKS 0850013 (2011) 保安検査基準(コンピナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))
五 コンピナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、輸入された液化天然ガスを直接受け入れ、当該液化天然ガス又はこれを気化した天然ガスを他の施設に送り出すためのもの (次号又は第七号に掲げる製造施設を除く。)	五 高圧ガス保安協会・高圧ガスLNG協会共同規格KHK/KLKS 0850017(2011) 保安検査基準(LNG受入基地関係)
六 (略)	六 (略)
七 (略)	七 (略)
八 コンピナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け	八 高圧ガス保安協会・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構共同規格KHK/JOGMECS 0850018(2012) (液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)

入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの

追加

(四一八頁 平成二十四年六月二十九日告示第百五十一号の改正文の次に

附則 (平成二五年七月三〇日告示第一七九号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 容器保安規則に基づき表示等の細目、 容器再検査の方法等を定める告示

(四三七頁 改正)

(表示の方式)

### 第一条 (略)

### 2 (略)

一 規則第十条第一項から第三項までに規定する表示 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十条の規定に適合する容器にあつては、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第十四条の二第十項に定める基準に基づく表示の方式

### 二 (略)

### 三 (略)

イ 充填すべきガスの名称(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「液化天然ガス」)を明示すること。

ロ 自動車に用いるものであることを示す文字(「車両専用」)を明示すること。ただし、低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、その旨を示す文字(「低充填サイクル車両専用」)を明示すること。

### ハ、ニ (略)

ホ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第

三(低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、様式第三の二)に定める車載容器総括証票を燃料充填口近傍へ貼付すること。

### ヘ (略)

### 四 (略)

(四四八頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験)

第二十一条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の漏えい試験の方法

は、第十九条の圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の漏えい試験の例による。

2 圧縮水素自動車燃料装置用容器の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従つて行うものとする。この場合、試験は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。

一 試験に用いるガスは圧縮水素とする。

二 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の容器にあつては、試験は容器に最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあつては、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあつては、容器外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

三 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える容器にあつては、試験は容器に最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以

下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

- 3 | 第十九条の規定は、圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「圧縮天然ガス」とあるのは「圧縮水素」と、同項第二号中「十二メガパスカル」とあるのは「二十一メガパスカル」と読み替えるものとする。

#### (四五二頁 改正)

(圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品等の漏えい試験)

- 第二十八条 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品の漏えい試験は、十二メガパスカル以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合には、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合には、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

- 2 | 圧縮水素自動車燃料装置用附属品の漏えい試験(以下この項において単に「試験」という。)は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、附属品を容器に装置したままの状態で行うことができるものとする。

- 一 | 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の容器に装置されている附属品にあつては、試験は最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用す

る場合にあっては、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合には、附属品外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

- 二 | 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える容器に装置されている附属品にあつては、試験は最高充填圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充填圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用し、附属品外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行うものとする。

- 3 | 第一項の規定は、圧縮水素運送自動車用附属品の漏えい試験について準用する。この場合において、同項中「十二メガパスカル」とあるのは「二十一メガパスカル」と読み替えるものとする。

#### (四五四頁 改正)

(検査設備の基準)

#### 第三十一条 (略)

一～十一 (略)

#### 2, 3 (略)

#### 4 (略)

一～三 (略)

四 漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

- イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、メタンガスの濃度が〇・二パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ロ 最高充填圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ 最高充填圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ 圧縮水素運送自動車用容器にあつては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ホ 最高充填圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のある圧力計であつて、日本工業規格B7505-1(2007) アネロイド型圧力計  
―第一部・ブルドン管圧力計に適合しているもの

538 (略)

#### (四五八頁 改正)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十二条 規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第四(低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の場合にあつては、様式第四の二)に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充填口近傍へ貼付するものとする。

(四五九頁 平成二四年三月二八日告示第四八号の附則の次に追加)

附 則 (平成二五年五月一三日告示第一三三三号)

この告示は、公布の日から施行する。

(四六〇頁改正)

様式第 1、様式第 2 (略)

様式第 3 (第 1 条第 2 項第 3 号関係)

車載容器総括証票	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- 備考 1 この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。
- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

(様式第三の次に追加)

様式第 3 の 2 (第 1 条第 2 項第 3 号関係)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

- 備考 1 この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。
- 2 充填可能期限及び検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。

様式第 4 (略)

(様式第四の次に追加)

様式第 4 の 2 (第 32 条関係)

容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)	
再検査有効期限	年 月 日
再検査日	年 月 日

- 備考 1 この証票の大きさは縦20ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。
- 2 再検査有効期限は、当該車両に搭載された容器のうち最も短いものの期限を記載すること。